

帯広市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第18号

帯広市税条例の一部を改正する条例

帯広市税条例（昭和25年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号及び第3号中「第71条の5第1項の申告書、」を削る。

第48条第3項中「発布の日」を「発付の日」に改める。

第70条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第70条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第71条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第71条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第71条の2から第71条の7までを削る。

第72条（見出しを含む。）、第73条（見出しを含む。）並びに第75条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第75条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の徴収の方法）

第75条の2 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

第76条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「二輪」を「2輪」に、「法施行規則第33号の4の2様式」を「法施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項中「二輪」を「2輪」に、「法施行規則第33号の4の2様式」を「法施行規則第33号の4様式」に改め、同条第3項中「二輪」を「2輪」に、「法施行規則第33号の4の2様式」を「法施行規則第33号の4様式」に改める。

第77条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第3項中「発布の日」を「発付の日」に改める。

第78条の見出し並びに同条第1項及び第4項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第79条第2項中「第70条第3項ただし書」を「第70条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第5項中「種別割」を「軽自動車税」に、「定置所」を「定置場」に改める。

第80条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第8条第2項中「並びに」を「及び」に改める。

附則第21条の2から第21条の6までを削る。

附則第22条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第23条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の帯広市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。